

資料第 4 号

教育推進部教育指導課

28文教教教第702号

平成28年7月5日

文京区立幼稚園長 殿
文京区立小学校長 殿
文京区立中学校長 殿

文京区教育委員会

教育長・南 新平
(公印省略)

夏季休業中・2学期始の生活指導及び健康状況の把握について

日頃より幼児・児童・生徒の生活指導につきましては、格段のご配慮をいただきしております。感謝申し上げます。

さて、本年度も、まもなく夏季休業日を迎えます。この期間は、家庭や地域を中心に幼児・児童・生徒が自然に親しんだり、様々なスポーツやレクリエーションを楽しんだり、読書や芸術活動、ボランティア活動に取り組んだりして、通常の学校（園）生活の中では得られない貴重な体験を積み、心身を一層豊かに成長させる有意義な機会です。しかし、その一方で開放的になり、気のゆるみから不慮の事故や問題行動が発生しがちな時期でもあります。

つきましては、下記の事項を参考に、各学校（園）や地域の実態等を踏まえ、幼児・児童・生徒が安全で健康な生活を過ごし、充実した夏季休業日を送ることができるよう、家庭や地域社会、関係機関との連携を一層密にした生活指導・安全指導の徹底を図り、一人一人にきめ細やかな指導を行うようお願いします。

記

1 安全な生活を送るための指導

- (1) ①自殺や凶悪犯罪による被害を防止するため、夏季休業前に生命を尊重する指導や悩みがある場合には信頼できる大人に助けを求める指導を徹底させること。自殺、犯罪被害、いじめ、児童虐待等から幼児・児童・生徒を守るために、夏季休業前に幼児・児童・生徒の状況を把握するとともに、気になる様子が見られる幼児・児童・生徒に対しては、夏季休業中であっても、家庭や関係機関等と連携して見守りや支援を行うこと。他人から脅迫や暴力行為等を受けたり、受けることが懸念されたりする状況にある場合は、保護者、教職員、相談機関等に相談するよう指導するとともに、安全が脅かされることが推測される場合には、110番に通報して助けを求めるよう指導すること。道徳教育等を通じて、生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重することができるよう、発達段階に応じた適切な指導を行うこと。
- ②学校は、児童・生徒の不安や悩みに対して、長期休業中であっても教職員が相談に応じ、児童・生徒の心に寄り添って解決を図る体制を整えていることを具体的な言葉で伝えること。
- ③夏季休業前に、「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らせないために～まわりにこのような児童・生徒はいませんか～（平成25年3月）」に示した「児童・生徒の様子の変化（チェックリスト）」等を活用して、改めて児童・生徒一人一人の様子を把握し、悩みがある様子が見られる児童・生徒については、夏季休業中の安全確保の体制や方策を確認し、家庭や関係機関等と連携して見守り、声掛け等の支援を行うこと。

④過去にスクールカウンセラー等に悩みや心配を訴えた児童・生徒について、「スクールカウンセラー活動日誌」により相談した児童・生徒と相談内容を再確認するとともに、当該児童・生徒の現在の状況を把握し、悩みがある様子が継続して見られる場合には、前述③と同様の支援を行うこと。

⑤「安全教育プログラム（平成28年3月）」、「地震と安全（平成28年6月）」、「3.11を忘れない（平成27年度版）」等を活用し、連れ去りやわいせつ行為等の犯罪被害、地震や風水害等の災害、自転車走行に伴う事故（被害者又は加害者となる事故）や飛び出しによる自動車との接触等の交通事故を防止するため、危険を予測し回避する能力を育てる指導を行うこと。

⑥いわゆる「JKビジネス」が、主として女子高生等に性的サービスを提供させている場合もある実態を踏まえ、こうしたビジネスで関わりをもつことの危険性について、中学生段階から、警察と連携して適切な指導を行うこと。

⑦この時期に起こりやすい水難事故、山岳事故、熱中症等を防止するため、気象状況等に留意し、安全への十分な配慮の下に適切な活動を行うよう指導すること。

⑧いじめを行ったり、見て見ぬふりをしたりしないようにするため、「いじめは絶対に許されない行為である」という自覚を高める指導を徹底すること。「いじめ防止教育プログラム（平成26年3月）」、「いじめ防止DVD教材「STOP!いじめ（平成25年3月）」、「STOP!いじめⅡ（平成27年3月）」等を活用し、いじめは絶対に許されない行為であるという自覚を高めさせ、いじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようする指導を行うこと。

⑨他の児童・生徒が、いじめや暴力等を受けていることや、集団等との関わりや交友関係に悩んでいること等について、見たり聞いたり相談を受けたりした場合は、直ちに教職員や保護者等の大人に伝えるよう指導すること。いじめの兆候が見られた場合は、教育指導課や教育センター、子ども家庭支援センター、育成室や児童館等と組織的かつ迅速に対応すること。

(2) 夏季休業中においても、登校・（園）した幼児・児童・生徒の安全の確保を図るために、不審者の校内侵入防止のための施設点検や校内巡回を行い、非常事態発生時の連絡体制や役割分担等安全管理のための校内体制について、「学校危機管理マニュアル」により確認し、各警察署に配属されているスクールサポーターとも積極的に連携すること。不審者にかかる情報については、「学校・幼稚園情報配信システム」等を活用して各家庭に知らせること。なお、不審者にかかる注意を喚起する際には、被害幼児・児童・生徒の心情及びプライバシーに十分配慮すること。

振り込め詐欺については、青少年が受取人として加害者になるケースがあるため、その防止に努めること。

(3) 子どもの交通事故の特徴について確認し、幼児・児童・生徒が自転車等で外出したり、自宅周辺で遊んだりする際は、交通事故に気を付けるよう安全指導を徹底し、事故防止に努めること。道路交通法改正に基づき、自転車の乗り方については、再度指導を徹底すること。

(4) 岩井臨海学校や夏季水泳指導をはじめ、時節柄、プールや川、海等に行く機会が増えるため、行動の仕方や留意点等についての指導を徹底すること。水泳指導中の事故防止のため、「安全な水泳指導のために（平成28年4月）」等を活用し、安全に配慮した計画に基づき、児童・生徒一人一人の泳力等に応じて、適正に指導を行うこと。監視体制等に特段の注意を払うこと。なお、「平成28年度安全な水泳指導のための講習会テキスト」（平成28年4月東京都教育庁指導部）を参考にすること。

(5) 夏季休業中の部活動や宿泊を伴う行事においては、「部活動中の重大事故防止のためのガイドライン（平成24年5月）」等を活用し、安全に配慮した計画に基づき、児童・生徒一人一人の状況に応じて、適正に指導を行うこと。高温多湿の気象条件や光化学スモッグ等に対して配慮

するとともに、熱中症予防のため、「体育・スポーツ活動中の熱中症予防マニュアル（平成23年6月）」等を活用し、天候、気温、湿度、活動場所等の状況を把握し、活動内容を適切に判断して指導すること。事故防止または事故発生時の対処に用いるAED等の器具の取扱いについては、事前に十分周知する機会をもち、児童・生徒の事故の防止に努めること。

(6) 事件、事故、災害発生等緊急の場合は、幼児・児童・生徒の安全確保や同様の事件・事故の再発防止を図るため、教職員、家庭、地域、関係機関等が連携して対応をすること。夏季休業中の教職員や家庭、地域、関係機関等との連携体制を明確にしておき、脅迫、暴力行為、いじめ、児童虐待等の事実又はこれらの状況が懸念されることが明らかとなった場合や、事件、事故、災害等が発生した場合には、教職員と警察や児童相談所等の関係機関との連携により、児童・児童・生徒の状況確認と安全確保のための対応を迅速かつ確実に行うこと。

(7) 不測の事態に際しては、各学校で作成している危機管理マニュアルに従い、適切かつ迅速に対処できるよう全教職員の共通理解を図るとともに、校内の指導・連絡体制を十分整えること。

また、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」の適切な運用や学校サポートチームによる組織対応等、警察等の関係機関と緊密な連携を図り、計画的な活動を推進すること。なお、東京都教育委員会が発行した「安全教育プログラム」（平成28年3月）を参考にすること。

(8) 不登校や長期欠席等の児童・生徒については、家庭訪問や保護者との連絡等を通して、当該児童・生徒が置かれている状況や交友関係等について把握し、他人からの脅迫や暴力行為等に悩んでいる実態が確認された場合は、直ちに教育委員会や関係機関等と連携して支援を行うこと。また、上記1(7)と同様に「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」を運用すること。不登校や長期欠席等の児童・生徒と連絡が取れない、行方が分からぬ場合には、警察等の関係機関に連絡するとともに、スクールソーシャルワーカー等の外部人材を活用して、所在等を確認し、把握すること。さらに、長期欠席者の状況把握と個別の適応指導の充実を図るとともに、休業日の過ごし方等について家庭と周到に連携し、適切な指導を行うこと。

2 充実した生活を送るための指導

長期にわたる休業日は、学校生活とは異なる体験ができるよい機会である。児童・生徒の自らの課題に向けた活動、奉仕の精神を培うボランティア活動、心身を鍛えるスポーツ活動、主として中学校生徒の職場訪問や職場体験による勤労体験等、家庭や地域の実態に即した体験を通して、ゆとりをもちながらも主体的に充実した生活を送ることができるように、適切な指導を行うこと。また、このことについて保護者に対して積極的に啓発すること。

3 家庭及び地域社会の一員としての自覚をはぐくむ指導

この期間は、家族や地域社会の一員としての意識を育てるのによい機会である。家族との語らいや手伝い、家庭での年中行事への参加等を通して、家庭の温かさを味わい、家族の一員としての自覚を深めることができる。また、地域の催し物や地域清掃等の活動に進んで参加し、異年齢の子ども同士や近隣の人々と交わることによって、地域の中で人間らしく生きる心をはぐくむことができる。このように親と子、地域の大人と子どもが共に体験的な活動をする機会を増やすことによって、家庭や地域の良さを再認識し、社会の一員としての喜びや自覚を高めるとともに、社会に貢献しようとする精神を育むよう指導すること。

4 健康な生活を送るための指導

(1) 健康で規則正しい生活ができるようにするため、生活習慣の確立に向けた指導を徹底すること。学

級活動等を通して、早寝・早起きや適切な食事の摂取等、規則正しく自立的に生活することができるよう指導すること。インターネットやオンラインゲーム等の長時間の利用が、健全な生活や友人関係に悪い影響を及ぼすのを防ぐため、「SNS学校ルール」及び「SNS東京ルール」等を参考に親子でインターネットの利用に関するルールを決めることを促す等、保護者と連携して指導を行うこと。

(2) この期間は、体力の増進や心身を鍛えるよい機会である。学校の水泳指導、部活動、林間学校、臨海学校や家庭、地域が行うラジオ体操やスポーツ活動等に進んで参加し、心身ともに健全な生活を送ることができるよう指導すること。

また、暴飲暴食や夜更かし等の不規則な生活によって体調を崩す恐れのある時期でもある。このことを踏まえ、日常生活を規則的、計画的に送ることができるように指導すること。さらに、発達段階に即して食中毒について正しく理解させ、事故防止に努めること。

5 問題行動を防止するための指導

この期間は、学校（園）と幼児・児童・生徒及び保護者との連絡が取りにくく、気になる行動の発見や指導が遅れがちでもある。そこで、保護者会や学校通信等を通じて問題行動の未然防止を促すとともに、可能な限り家庭と連絡を取り合って問題行動の早期発見に努め、早期の指導を行うこと。

(1) 犯罪や問題行動等を起こさせないようにするために、人権意識や規範意識を高める指導を徹底すること。暴力行為等の反社会的行為を行っている又は行うことが想定される児童・生徒に対しては、犯罪を未然に防止するため、あらゆる関係者から情報を収集するとともに、所轄の警察署と連携して反社会的行為をやめさせる指導を行うこと。「人権教育プログラム（学校教育編）（平成27年3月）」、非行防止・犯罪被害者理解のためのDVD教材「STOP！それは犯罪だと気付いていますか（平成22年3月）」等を活用し、児童・生徒の人権意識や規範意識を高め、思いやりの心や社会の基本的ルールを身に付けさせる指導を行うこと。

(2) この期間は祭礼等で夜間外出をしたり、盛り場や遊戯施設等で他校児童・生徒と接触したりすることも予想される。警察等の関係機関と連携して、暴力行為、恐喝、窃盗、放火、詐欺行為への関与、建造物侵入、無免許運転、鉄道等公共機関への妨害、薬物乱用、刃物等の携帯、わいせつ行為等の犯罪や、飲酒、喫煙、家出、無断外泊、深夜徘徊、児童売春を含む性の逸脱行動、花火等の火を使った遊び等の不良行為を防止するための指導を行うこと。公園やカラオケボックス、ゲームセンター等、問題行動発生の場になりやすいポイントを家庭や地域の諸団体、警察との連携を図り、パトロールの実施を通して、問題行動や不健全な交友、性被害の防止に努めること。

(3) 「SNS東京ルール」（平成27年11月）」「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引（平成27年3月）」等を活用し、パソコン、携帯電話、スマートフォン等を通じて、インターネットのサイトに、他人の誹謗中傷、個人情報、公序良俗に反すること等を書き込んだり、他人の画像や映像を許可なく公開したりすることは絶対に許されない行為であるということについて指導すること。また犯罪の被害者もしくは加害者となる可能性があることを理解させ、家庭との連携を図りながら自覚をもって行動するよう指導の徹底を図ること。その際、保護者には児童・生徒が使用する携帯電話等へのフィルタリングの活用を積極的に推奨すること。また、インターネット上に、公共のマナーに反する問題行動や迷惑行為を公開した場合、損害賠償責任や学校の信用失墜等、社会的に責任を負わなければならない場合もあることを指導すること。

「LINE」、「Twitter」等のSNSのアプリや電子メール等を利用して誹謗中傷や、「グループ外し」等のインターネットを通じて行われるいじめを防止するため、発達段階に応じた具体事例を示す指導等を通して、情報モラルを身に付けさせること。また、「SNS学校ルール」の周知徹

底に努めること。

6 2学期始めの適応指導

- (1) 2学期始めには、夏季休業中の生活に起因する健康上の不調や、学校（園）生活への新たな不適応等が心配される。気になる幼児・児童・生徒については家庭と連絡を取り、スクールカウンセラー等と連携を図って、幼児・児童・生徒一人一人の実態を適切に把握し、早期に問題を発見し、幼児・児童・生徒が新たな気持ちで学校（園）生活に希望が持てるよう指導すること。また、長期欠席者や学校（園）生活に適応が難しい幼児・児童・生徒に対して、それぞれの指導計画や指導経過が分かる個票を活用し、個別指導を充実させるとともに、夏季休業を活用して家庭訪問、保護者面談等を行い、家庭との密接な連携を図ること。
- (2) 各学校（園）においては、自他の生命の尊重についての指導を一層進めるとともに、一人一人の言葉遣い、服装や持ち物、保健室の利用状況等に表れる幼児・児童・生徒のサインを敏感に受け止め、ストレスや悩み等の早期解消に努めること。

【参考】

(主に安全指導に関する資料及び通知)

- 「児童・生徒一人一人に、危険を予測し、回避する能力を育てるために」(平成20年3月 東京都教育庁指導部)
- 「交通事故に向けた指導の徹底について」(23文教教第215号、平成23年4月25日付)
- 「幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理の徹底について」(25文教教第99号、平成25年4月9日付)
- 「幼児・児童・生徒の生活安全指導の徹底(通知)」(25文教教第547号、平成25年6月3日付)
- 「子どもの交通事故の特徴について(通知)」(26文教教第664号、平成26年6月12日付)
- 「幼児・児童・生徒の交通事故防止に向けた指導の徹底について(通知)」(26文教教第691号、平成26年6月17日付)
- 「安全教育プログラム」(平成28年3月 東京都教育委員会)
- 「平成28年度版副読本『地震と安全』及び指導資料の配布について」(27教指企第1525号、平成28年6月付)
- 「3.11を忘れない」(平成27年度版 東京都教育委員会)
- 「部活動中の重大事故防止のためのガイドライン」(平成24年5月 東京都教育委員会)
- 「安全な水泳指導のために」(平成28年5月 東京都教育庁指導部)
- 「高校生及び中学生の自転車安全利用対策について」(27文教教第603号、平成27年6月8日付)
- 「自転車安全利用・交通安全に向けた指導の徹底について」(27文教教第1407号、平成27年10月14日付)

(主にいじめ問題、生命尊重教育に関する資料及び通知)

- 「生命尊重を基盤とした生活指導の充実について」(22文教教第1154号、平成22年9月16日付)
- 「児童・生徒の自殺予防に関する緊急対策会議まとめ - 12の提言 -」(平成22年10月 東京都教育委員会)
- 「いじめの実態調査及びいじめの問題への取組の徹底について」(22文教教第1549号、平成22年11月18日付)
- 「生命尊重の観点に立った生活指導の徹底について」(22文教教第1653号、平成22年12月7日付)
- 「生命尊重を基盤とした生活指導の徹底について(通知)」(24文教教第1226号、平成24年10月1日付)
- 「児童・生徒用相談窓口チラシの配布について(依頼)」(24文教教第1242号、平成24年10月4日付)
- 「いじめに関する緊急アピールについて」(24文教教第1248号、平成24年10月4日付)
- 「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」
(24文教教第1545号、平成24年11月19日付)
- 「生活指導資料『学校におけるいじめ問題の解決に向けて』」(平成25年12月 東京都教育委員会)
- 「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について(通知)」(24文教教第2114号、平成25年2月13日付)
- 「早急な警察への相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」(25文教教第488号、平成25年5月27日付)
- 「保護者向け資料『いじめ問題の解決に向けて～明るく楽しい学校生活を支えるために～』」(平成25年4月 文京区教育委員会)
- 「いじめ防止教材(DVD)『STOP! いじめ あなたは大丈夫?』」(平成25年3月 東京都教育委員会)
- 生活指導リーフ増刊号「いじめのない学校づくりー『学校いじめ防止基本方針』策定Q&Aー」
(平成25年11月 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター)
- 「いじめ総合対策(いじめに関する専門家会議報告)」の実施について」(平成26年1月 東京都教育委員会)
- 「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らないために～まわりにこのような児童・生徒はいませんか～」(平成25年3月 東京都教育委員会)
- 「いじめ問題に対応できる力を育てるためにーいじめ防止教育プログラム」(平成26年2月 東京都教育委員会)
- 「いじめ防止対策推進法基礎資料と対応のポイント」の配布について(26文教教第436号、平成26年5月20日付)
- 「いじめ防止基本方針を踏まえた関係機関との連携について(通知)」(26文教教第437号、平成26年5月20日付)
- 「いじめ防止対策推進法」第28条第1行第2号に係る「重大事態」への対処について(26文教教第438号、平成26年5月20日付)
- 「いじめ防止教材(DVD)『STOP! いじめⅡ』」(平成27年3月 東京都教育委員会)
- 「文京区いじめ防止対策推進基本方針・いじめ対応マニュアル」(平成27年4月 文京区教育委員会)
- 「いじめ防止対策推進法」等に基づく組織的な対応及び児童・生徒の自殺予防について(通知)」
(27文教教第1044号、平成27年8月21日付)

○不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月 文部科学省初等中等教育局)

○「児童・生徒の児童・生徒の自殺防止取組徹底について」(平成28年4月 東京都教育委員会)

(その他、本通知関連資料及び通知)

- 「生活指導提要」(平成22年3月 文部科学省)
- 「薬物乱用防止に関する指導資料」(平成22年3月 東京都教育委員会)
- 「犯罪防止・犯罪被害者理解教材(DVD)『STOP! それは犯罪と気付いていますか?』」(平成22年4月 東京都教育委員会)
- 「児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリスト」の活用について(通知) (22文教教第290号、平成22年5月21日付)
- 「万引き防止指導資料」(平成22年7月 警視庁)
- 「児童虐待への対応の徹底について」(22文教教第949号、平成22年8月10日付)
- 「万引き防止啓発リーフレット」(事務連絡、平成23年6月1日付)
- 「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について(通知)」(24文教教第143号、平成24年4月20日付)
- 「生活指導の徹底について(通知)」(24文教教第1139号、平成24年9月18日付)
- 「体罰根絶に向けた教員研修用パンフレット『生徒の意欲を高める部活動指導の在り方を求めて』」(平成25年3月 東京都教育庁指導部)
- 「適切な部活動指導の推進について(通知)」(24文教教第1943号、平成25年1月21日付)
- 「運動部活動での指導のガイドラインについて(通知)」(25文教教第718号、平成25年6月24日付)
- 「児童・生徒の薬物乱用防止に関する指導の徹底について(通知)」(25文教教第1368号、平成25年10月25日付)
- 「児童・生徒の虐待防止推進月間の実施について(通知)」(25文教教第1466号、平成25年11月8日付)
- 「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」(平成27年3月 東京都教育委員会)
- 「インターネットトラブル事例集」(平成27年度版 総務省)
- 「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らせないための参考資料の送付について」(事務連絡、平成27年9月)